



# 家事調停と子ども



～お子さんに配慮した話し合いに向けて～

大阪家庭裁判所では、未成年のお子さんがあるご夫婦が調停で話し合いをされる時に、お子さんの成長や幸せを大切にしながら話し合っていただくため、親ガイダンスを実施しています。

本説明会では、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった現場の職員が調停手続や親ガイダンスについてお話しします。

どなたでもご参加いただけますので、ぜひお申し込みください！

親ガイダンスって  
何だろう？

子どものために、  
調停でどんなこと  
を話し合うのかな？



日 時

令和6年10月31日（木）14:00～15:30頃

場 所

大阪家庭裁判所

（大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目駅」②番出口を出て東へ徒歩3分）

費 用

無料

定 員

25人（申込者が定員を超えた場合は抽選）

申込期間

10月1日（火）～10月15日（火）

申込方法

<https://forms.office.com/r/hBA72nGHB>

からお申し込みください。（二次元コードはこちら⇒）

申込期間終了後に、メールで参加の可否をお知らせします。

※@courts.go.jpのドメインを受信できるように設定をお願いします。



注意事項

- ・駐車場に限りがありますので、車での来庁はお控えください。
- ・お申込みの際にいただきました情報は、本行事の事務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
- ・当日は、広報目的のため職員による写真撮影を実施します。撮影した写真を裁判所ウェブサイト等に掲載することについて、あらかじめご了承ください。

お問合せ：大阪家庭裁判所事務局総務課広報係 06-6943-5692（平日9:00～17:00）

